

○文部科学省告示第十六号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第四百十条の規定に基づき、学校教育法施行規則第四百十条の規定による特別の教育課程について定める件（平成五年文部省告示第七号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年二月四日

文部科学大臣 柴山 昌彦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第四百十条各号のい ずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。 以下同じ。）に対し、同条の規定による特別の教育課程を編成するに当 たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の障害に応じた 特別の指導（以下「障害に応じた特別の指導」という。）を、小学校、 中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教育課程に加え、 又はその一部に替えることができるものとする。ただし、高等学校又は 中等教育学校の後期課程においては、障害に応じた特別の指導を、高等 学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）第一章第2 款の3(2)のイに規定する必修教科・科目及び総合的な探究の時間、同 款の3(2)のイに規定する専門学科においてすべての生徒に履修させる専 門教科・科目、同款の3(2)のウに規定する総合学科における「産業社会 と人間」並びに同款の3(3)のエ、オ及びカ並びに同款の5(6)の規定によ り行う特別活動に替えることとはできないものとする。</p> <p>1 ～ 3 (略)</p>	<p>小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校におい て、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第四百十条各号の一 に該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同 じ。）に対し、同条の規定による特別の教育課程を編成するに当たつて は、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の障害に応じた特別の 指導（以下「障害に応じた特別の指導」という。）を、小学校、中学 校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教育課程に加え、又は その一部に替えることができるものとする。ただし、高等学校又は中等 教育学校の後期課程においては、障害に応じた特別の指導を、高等学校 学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）第一章第三款 の1に規定する必修教科・科目及び総合的な学習の時間、同款の2に 規定する専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教科・科目、 同款の3に規定する総合学科における「産業社会と人間」並びに同章第 四款の4、5及び6並びに同章第七款の5の規定により行う特別活動に 替えることとはできないものとする。</p> <p>1 ～ 3 (略)</p>

## 附 則

1 この告示は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第四項の規定は平成三十一年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の学校教育法施行規則第四百十条の規定による特別の教育課程について定める件（以下「新告示」という。）本文ただし書の規定は、施行の日以降高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）に入学した生徒（学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第九十一条（規則第百十三条第一項で準用する場合を含む。附則第四項において同じ。）の規定により入学した生徒であつて同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程から適用する。

3 前項の規定により新告示の規定が適用されるまでの高等学校の教育課程については、なお従前の例による。

4 平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に高等学校に入学した生徒（規則第九十条の規定により入学した生徒であつて平成三十一年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程についての平成三十一年四月一日から新告示の規定が適用さ

れるまでの間におけるこの告示による改正前の学校教育法施行規則第四百十条の規定による特別の教育課程について定める件の規定の適用については、本文ただし書中「総合的な学習の時間」とあるのは「総合的な探究の時間」とする。